

一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟（JPSF）
競技会参加会員への登録案内
（2019年度版）

1 登録資格と登録受付窓口

JPSF の競技会参加会員（以下「会員」とします。）登録は身体障害者手帳所持者（ただし、内部障がいのみの場合は除きます）に限ります。

JPSF の会員登録を希望する方は、住所地または勤務地を統括する6つの地域連盟を經由して会員登録をしてください。（別紙1参照）

2 2018年度の登録時期と登録期間

登録時期：2019年2月1日から4月30日まで

登録期間：2019年4月1日から翌年3月31日まで

3 会員種別と競技会等における所属名

（1）団体会員

- ・ 1名以上の構成員が一つの団体名を使用して登録を行う会員です。
- ・ 団体の構成員は同一の都道府県・政令指定都市に在住、または在勤し同じ施設で練習を行っているもの同士で構成するものとします。ただし、近隣に練習環境が整っていない場合、隣接都道府県・政令指定都市の団体に所属することができます。
- ・ 競技会等では「団体名略称」を使用して団体構成員の所属を表示します。団体名略称は、団体の存する地域が類推できる名称を含め（推奨）、全角8文字以内（半角16文字以内）で団体名を表示するものとします。

（2）個人会員

- ・ 個人で登録を行う会員です。
- ・ 競技会等での所属は、住所地の都道府県、政令指定都市名を表示します。

4 JPSF の登録費用

（1）団体会員

- ・ 団体名登録料 10,000円
- ・ 構成員登録料 3,000円×（構成員数）

（2）個人会員

- ・ 個人登録料 3,000円

登録にあたっては、上記の金額にあわせて地域連盟への登録料が別途必要となります。地域連盟登録料は各地域連盟にお問い合わせください。

5 登録に必要な届出事項

(1) 団体会員（別紙、団体申込書、新規・追加登録一覧表参照）

- ・ 団体の名称（前年度登録のあった団体名を他の団体は使用できません。団体名の一覧は別紙2を参照）
- ・ 事務所所在地
- ・ 代表者の氏名及び住所
- ・ 連絡責任者の氏名及び郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス（必ず、郵送物が届く氏名・住所にしてください）
- ・ 構成員の氏名、生年月日、住所及び各人の所持する身体障害者手帳に記載された障がい名及び障がい等級
- ・ その他 JPSF、地域連盟が指定する事項（登録申込書を参照）

(2) 個人会員（別紙、個人登録申込書参照）

- ・ 氏名、生年月日及び住所
- ・ 現在所持している身体障害者手帳に記載された障がい名及び障がい等級
- ・ その他 JPSF、地域連盟が指定する事項（登録申込書を参照）

(3) 登録申込み

- ・ 申込書は指定の書式を使用してください。（JPSF ホームページより書式データのダウンロードができます。）
- ・ 該当する地域連盟に「地域連盟登録料、送金方法、申込書の送付先」等を確認の上、申込書を地域連盟に送付してください。

6 個人情報の取り扱い

登録にあたって取得した個人情報については、日本身体障がい者水泳連盟のホームページ（<http://new.paraswim.jp/about>）に掲載している「個人情報保護についての取り扱い基本方針」に従って取り扱います。

7 登録時の注意事項

(1) 二重登録の禁止

- ・ 会員は、同一年度内の同時期に複数の団体の構成員にはなれません。
- ・ 会員は、同一年度内の同時期に個人登録会員と団体の構成員にはなれません。

(2) 登録内容の変更届

- ・ 同一年度内に会員の種別を変更する場合は、現状の登録を抹消し、新たに登録を行ってください。（新たに登録料が必要になります。）
- ・ 5-（1）、5-（2）の届出内容が変更になった場合は、遅延なく JPSF 事務局に届け出てください。

8 参加できる競技会等（年度初めに連盟関連行事予定をホームページで公表します。）

（1）水泳選手権大会、水泳競技大会

- ・ 各地域連盟主催の水泳選手権大会、水泳競技大会
- ・ 日本身体障がい者水泳選手権大会
- ・ ジャパンパラ水泳競技大会
- ・ 記録会等

*ただし、各大会等の開催要綱に記載される参加資格規定を満たす必要があります。

（2）合宿、研修会等

- ・ 当連盟主催の合宿、研修会等

*ただし、各合宿、研修会等の開催要綱に記載される参加資格規定を満たす必要があります。